

全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料

2025年1月

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

I 年金制度関係

- 1. 最近の公的年金制度の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 年金制度に関する周知・広報の推進・・・・・・・・・・・・ 10

II 年金事業運営関係

- 1. 国民年金保険料の収納対策について・・・・・・・・・・・・ 16
- 2. 国民年金事務費交付金について・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3. 国民年金システムの標準化について・・・・・・・・・・・・ 27
- 4. 年金手続のデジタル化の推進について・・・・・・・・・・・・ 29
- 5. 障害年金の相談体制の充実について・・・・・・・・・・・・ 31

I 年金制度関係

ひと、くらし、みらいのために

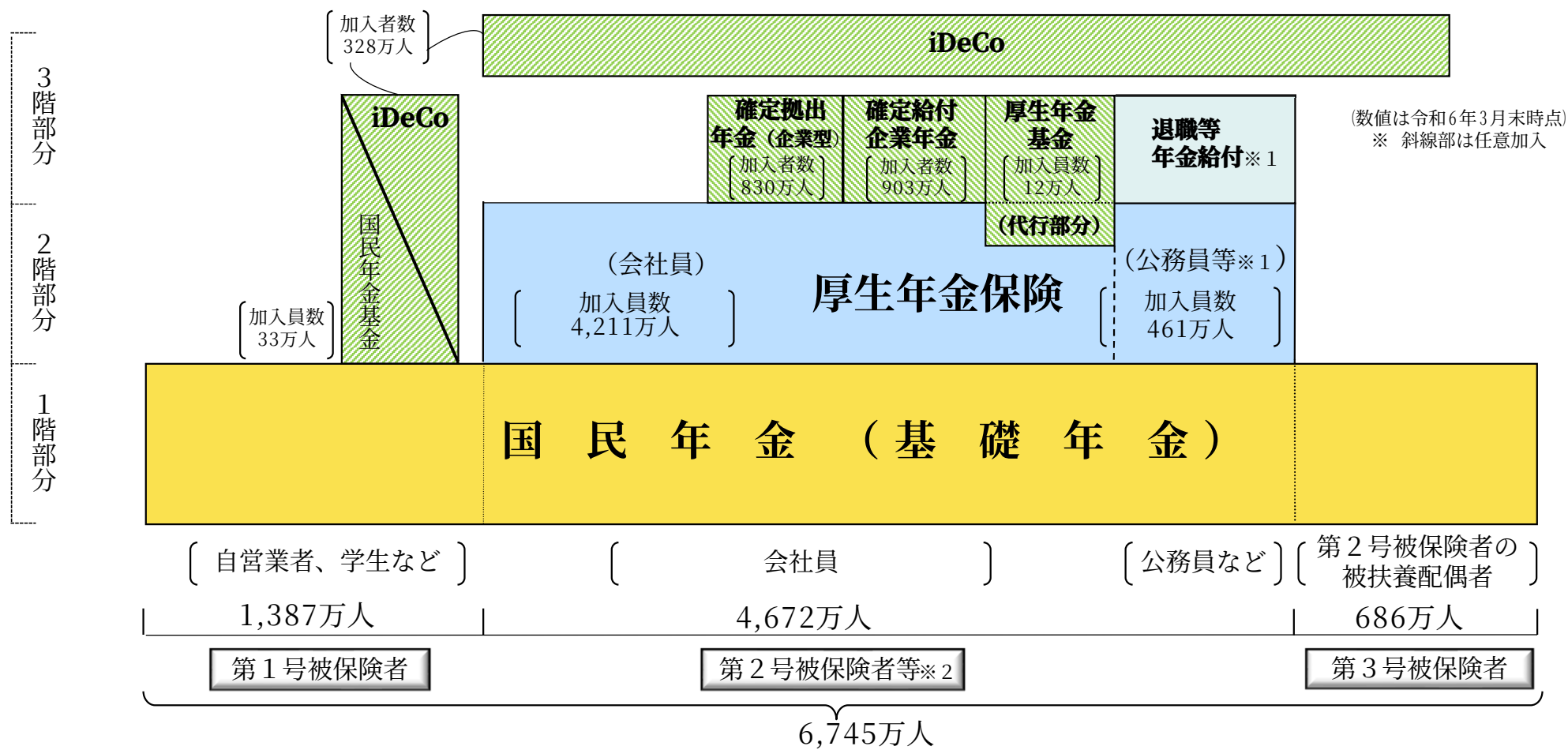


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 最近の公的年金制度の動向

年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

財政検証について

2004（平成16）年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ（最終保険料（率）は国民年金17,000円（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む（国民年金）
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入
- 積立金の活用（おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる）
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

5年ごとに
財政検証

← 人口や経済の動向

財政見通しの作成

給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）の開始・終了年度の見通しの作成

を行い、年金財政の健全性を検証する

次の財政検証までに所得代替率（※）が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※**所得代替率**… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率

=



夫婦2人の基礎年金 + 夫の報酬比例部分



÷

現役男子の平均手取り収入額



2024年度

61.2%

=

13.4万円

+ 9.2万円

÷

37.0万円

基礎代替率:36.2%

比例代替率:25.0%

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し (令和6(2024)年財政検証)

— 幅広い複数ケースの経済前提における見通し —

足下の
所得代替率※
(2024年度)

所得代替率

61.2% { 比例: 25.0%
基礎: 36.2%



夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金



現役男子の平均手取り収入額



13.4万円 + 9.2万円

37.0万円

※公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の割合を示します。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、() 内は給付水準の調整終了年度です。

労働力の前提

成長実現・
労働参加進展



55%

成長率
ベースライン・
労働参加漸進



50%

一人当たり
ゼロ成長・労働
参加現状



低

高成長実現ケース 56.9%

(2039)

{ 比例: 25.0% (調整なし)
基礎: 31.9% (2039)

成長型経済移行・ 継続ケース 57.6%

(2037)

{ 比例: 25.0% (調整なし)
基礎: 32.6% (2037)

過去30年投影 ケース 50.4%

(2057)

{ 比例: 24.9% (2026)
基礎: 25.5% (2057)

1人あたりゼロ成長ケース

給付水準の調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行。保険料と国庫負担で賄える給付水準は所得代替率約37%～33%となります(2059年度時点では50.1%)。

実質賃金
上昇率

実質的な
運用利回り
<スプレッド>

実質経済
成長率

2034年度以降
30年平均

2.0%

1.4%

1.6%

1.5%

1.7%

1.1%

0.5%

1.7%

▲0.1%

0.1%

1.3%

▲0.7%

※ 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。

注：試算における人口の前提は、中位推計。

現役時代の経歴類型の変化（女性）

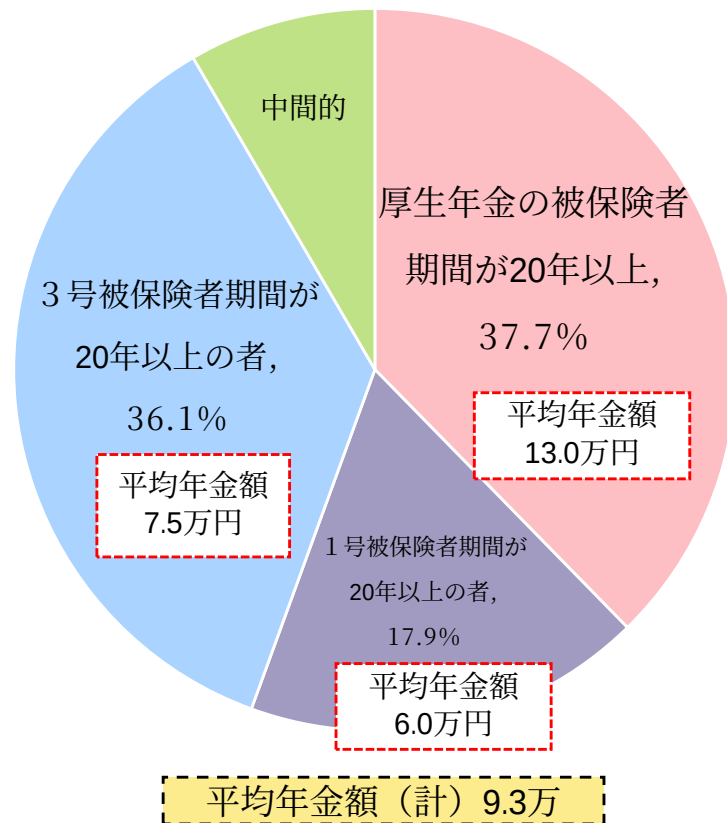
第19回社会保障審議会年金部会
2024年11月5日

資料2
(一部改変)

- 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者（厚年期間中心の者）が増加し、1号期間や3号期間中心の者が減少する見通し。特に女性は、厚生年金に加入しながら働く者の増加による将来の平均年金額の伸びや低年金の減少が大きい。

65歳

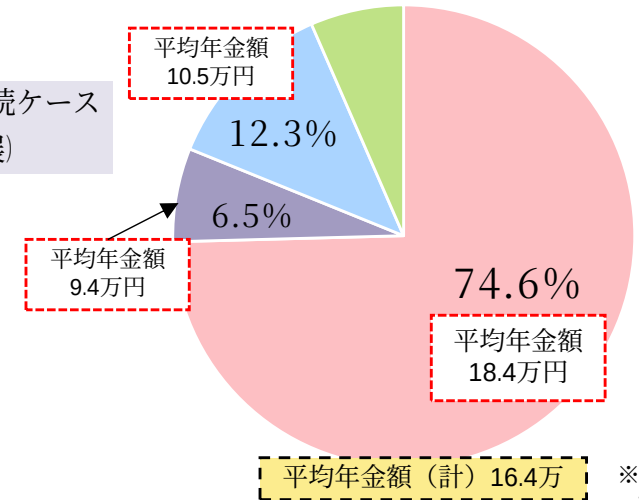
(1959年度生)



成長型経済移行・継続ケース
(労働参加進展)

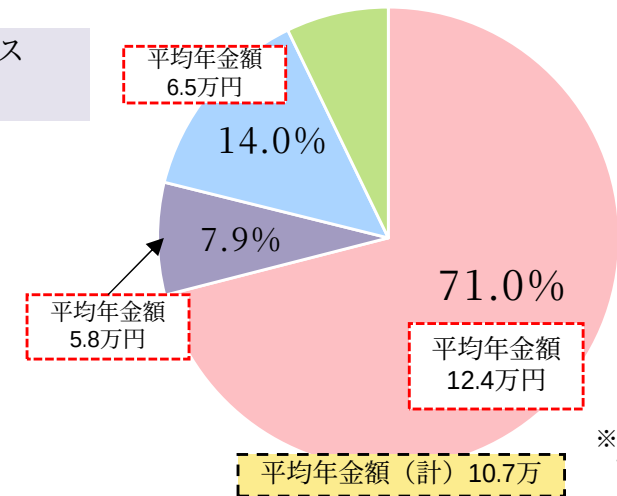
30歳

(1994年度生、2059年度に65歳)



※年金額は物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。

過去30年投影ケース
(労働参加漸進)



※年金額は物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。

※現行制度のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

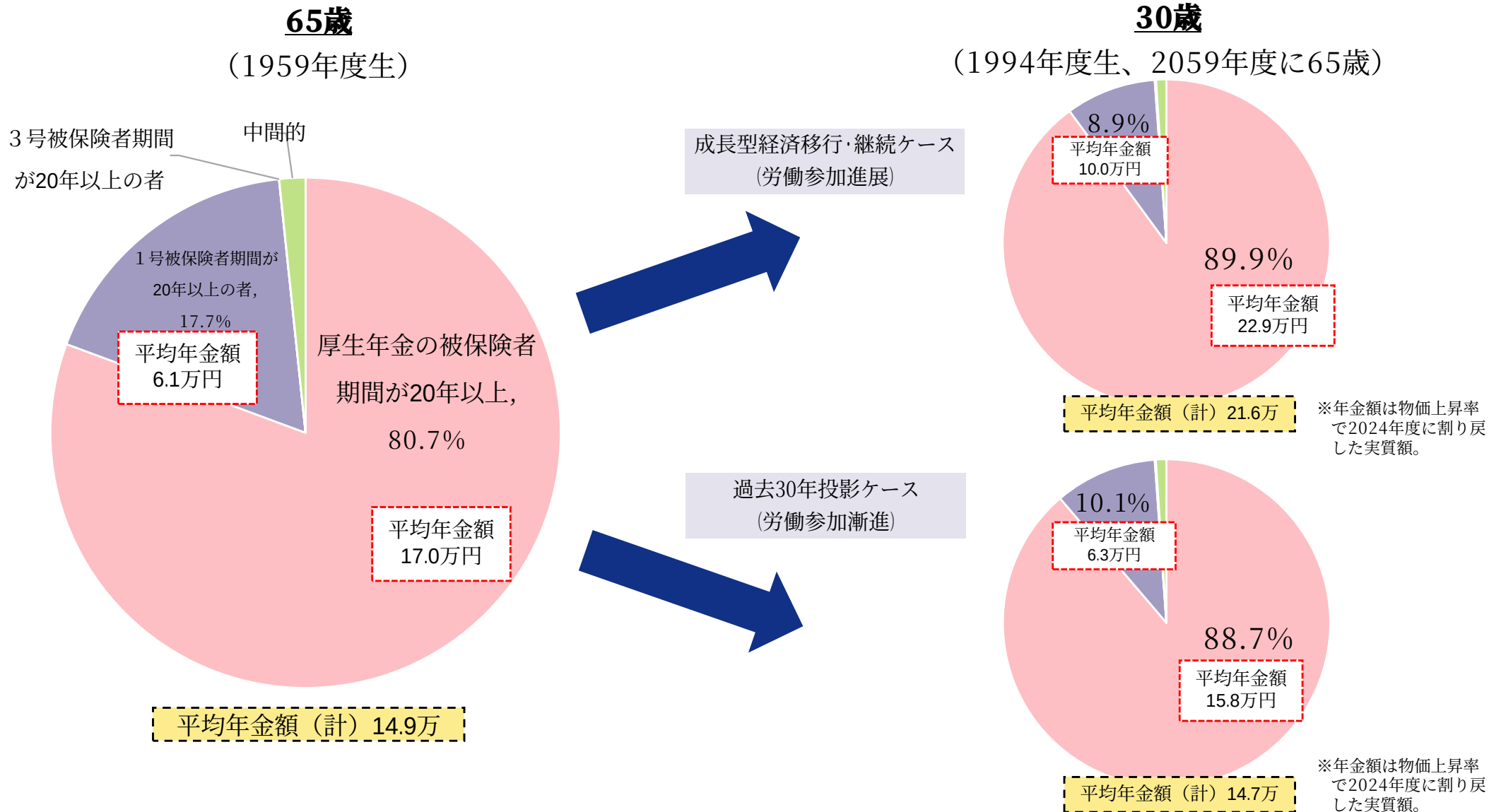
※経歴類型の「中間的」は厚生年金被保険者、国民年金第1号被保険者、国民年金第3号被保険者のいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

現役時代の経歴類型の変化（男性）

第19回社会保障審議会年金部会
2024年11月5日

資料2
(一部改変)

- 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者（厚年期間中心の者）が増加し、1号期間中心の者が減少する見通し。



※現行制度のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

※経歴類型の「中間的」は厚生年金被保険者、国民年金第1号被保険者、国民年金第3号被保険者のいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

令和6（2024）年財政検証結果を踏まえた今後の年金制度改正の議論について

第17回社会保障審議会年金部会
2024年7月30日

資料1

社会経済の変化

○ 平均寿命・健康寿命の延伸

＜65歳時点平均余命＞ ＜健康寿命＞
1990年 男性:16.22年、女性:20.03年 2001年 男性:69.40歳、女性:72.65歳
2070年 男性:23.14年、女性:28.36年 2019年 男性:72.68歳、女性:75.38歳

○ 家族構成やライフスタイルの多様化

・ 単身世帯・共働き世帯の増加等

＜単身世帯割合（世帯主が25～64歳の世帯）＞
22.6%（2000年）⇒28.3%（2010年）⇒32.8%（2020年）
＜共働き世帯割合（夫が25～64歳の夫婦のいる世帯）＞
53.6%（2005年）⇒61.8%（2010年）⇒63.5%（2020年）

○ 女性・高齢者の就業の拡大

・ 人手不足の中での労働力確保の要請

＜就業率＞
60～64歳 : 51.1%（1985年）⇒74.0%（2023年）
女性（25～64歳）: 55.9%（1985年）⇒77.7%（2023年）

○ 今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げ

令和6（2024）年財政検証結果

○ 5年前の前回財政検証と比べて将来の給付水準が上昇。

1人当たり成長率をゼロと見込んだケースを除き、将来にわたって
所得代替率50%を確保できることが確認された。

※所得代替率:61.2%（令和6（2024）年度）⇒57.6%（成長型経済移行・継続ケース）
50.4%（過去30年投影ケース） ※数値は最終代替率

○ 一方で、基礎年金の調整期間は長期化し、将来的な基礎年金の給付水準が低下する見通し。

○ 一定の制度改正を仮定した試算（オプション試算）では、

・ 被用者保険の更なる適用拡大

・ マクロ経済スライドの調整期間の一致

を行った場合には、いずれも**基礎年金の給付水準を確保する上でプラスの効果があることが確認された。**

○ 今回初めて実施した各世代の65歳時点の老齢年金の分布推計では、若年世代ほど労働参加の進展や被用者保険の適用拡大により厚生年金被保険者期間が延伸し、**年金額の増加へ寄与することが確認された。**

【上記を踏まえた次期年金制度改正の方向性】

見直しの基本的な考え方

- ① **働き方に中立的な制度**を目指すとともに、**ライフスタイル等の多様化**を年金制度に反映しつつ、
- ② **高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化**を図る。

対応の方向性

○ 働き方に中立的な制度の構築

論点：**被用者保険の適用拡大**、**いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度**、**在職老齢年金制度**等

○ ライフスタイル等の多様化への対応

論点：**高齢期より前の遺族年金**、**加給年金**等

○ 平均寿命の延伸や基礎年金の調整期間の長期化を踏まえた、高齢期の経済基盤の安定、所得保障・再分配機能の強化

論点：**マクロ経済スライドの調整期間の一致**、**標準報酬月額の上限**等

○ 業務運営改善関係・その他所要の事項への対応

2. 年金制度に関する 周知・広報の推進

年金広報、年金教育の取組

小学生以下

中高生

大学生

社会人

生涯を通じた
年金教育

■ 若年者向け参加型教育

こども霞ヶ関
見学デー

中高生向け
年金対話集会

大学生向け
年金対話集会



※ 日本年金機構では高校生や大学生向けの年金セミナーなどを開催

■ 教育資材の開発と活用

学研まんが
年金のひみつ

中高生向け教育資材

令和6年5月
新たな教育
資材を公開



令和6年3月末
第4弾の
動画を公開

YouTube動画を活用した年金教育 (QuizKnockとのコラボ動画)

年金の
見える化



公的年金シミュレーター (令和6年11月末時点の試算数580万回超)

ねんきんネット (令和6年3月末の登録数約1,098万件)

※ 私的年金についても各実施主体などによる見える化の取組を実施

制度見直し
などに
関する広報



令和6年4月
適用拡大特設サイトを更新
(手引き、チラシ、動画)

被用者保険の適用拡大の周知広報



令和6年6月
年金財政に関する
動画・広報資料を公開

財政検証に向けた年金財政に関する広報

※ 令和6年12月のDC拠出限度額見直しに向けた広報を実施

現行の公的年金シミュレーターの概要

第18回社会保障審議会年金部会
2024年9月20日

資料4
(一部改変)

- 公的年金シミュレーターは、令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、働き方や暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月から運用を開始した。
- ねんきん定期便の二次元コードを読み取るなどして将来の年金受給見込額を簡単に試算でき、働き方や暮らし方の変化に応じた年金額の変化も試算できる。令和5年4月に年金受給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加し、同年7月には民間サービスとの連携に向けたプログラムを公開、令和6年1月には在職定時改定の試算機能を追加した。
- 公的年金シミュレーターを利用して、実際に試算を行った回数は令和6年11月30日時点で580万回超。

■ 公的年金シミュレーターの特徴

【簡単でスムーズな操作性】

- ・ ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができる。
- ・ 「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。

【グラフを表示しながら試算できる】

- ・ スライダーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

【データ管理も安心・安全】

- ・ 個人情報は記録、保存されない。

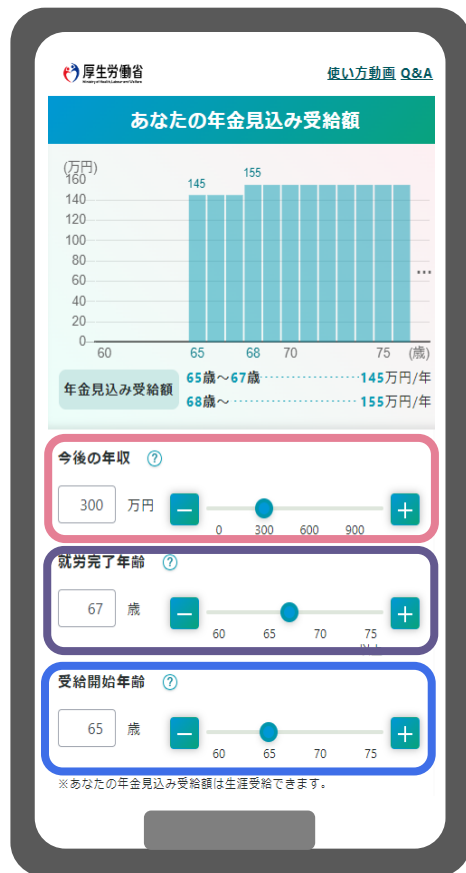


■ 公的年金シミュレーターの使い方



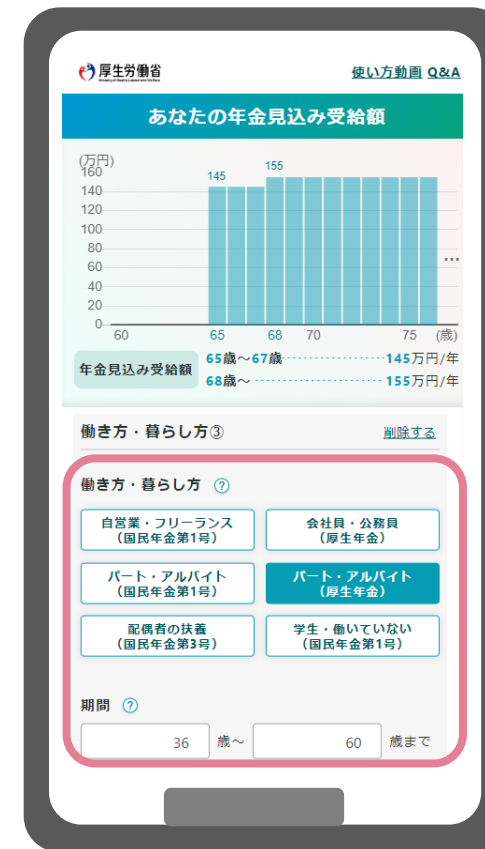
公的年金シミュレーターによる将来の年金見込み受給額試算について

「公的年金シミュレーター」は、将来受け取る年金見込み受給額を固定して表示するだけでなく、個々人の働き方暮らし方の変化による多様なライフコースに応じた様々なパターンの年金見込み受給額を簡単な入力で試算・表示することが可能。



年金見込み受給額試算の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライダーを動かすと年金額がリアルタイムに変化し、一目でわかる。

将来受け取る年金見込み受給額を決定する3つの重要な要素である「今後の年収」、「就労完了年齢」、「受給開始年齢」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。



個々人の働き方・暮らし方による多様なライフコースに対応するため、働き方・暮らし方、働く期間、年収を直接入力し変更することにより、年金見込み受給額を試算することが可能。

(注) 公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。より正確な年金見込み額の確認をする場合には、日本年金機構の「ねんきんネット」の活用をご検討ください。

被用者保険適用拡大の広報（好事例を踏まえた新たな広報コンテンツ）

令和5年度に実施した企業へのヒアリングの結果などを踏まえ、複数の企業で共通して実施している取組などを参考にした新たな広報コンテンツを作成し、令和6年4月にリニューアルした「適用拡大特設サイト」に掲載、関係団体などと協力した周知も実施

人事労務管理者向け手引き

人事・労務管理者向け
社会保険適用拡大の
こんなとき! どうする?
手引き

こんなとき! / どうする?

- 適用拡大により社会保険に加入することになる従業員や従業員を知りたい **P.2**
- 従業員説明を計画するにあたってポイントを知りたい **P.4**
- 経営層への説明にあたってポイントを知りたい **P.5**
- 従業員への説明にあたってポイントを知りたい **P.8**
- 従業員への説明内容のポイントを知りたい **P.10**
- 従業員への説明方法のポイントを知りたい **P.14**

3 チラシ・パンフレット一覧

どんな場面でのツール(チラシ、パンフレット、動画)が使えるのを知りたい

3 チラシ・パンフレット一覧

適用拡大への対応を行う際に、活用できるチラシやパンフレットにどのようなものがありますか。

厚生労働省では、社会保険の適用拡大に向け、様々な場面で活用いただけるチラシやパンフレットをご用意しています。

人事・労務管理者向け
社会保険適用拡大
ガイドブック

経営者向け
社会保険適用拡大
ガイドブック

従業員向け
社会保険適用拡大
ガイドブック

上記のチラシや動画等は、下記の社会保険適用拡大特設サイトにも掲載しています

従業員向けチラシ

社会保険
加入のメリット!

対象者 1分で分かる! 動画はこちら

社会保険(健康保険、厚生年金保険)に加入した場合、保険料の支払いが滞りません。また、退職や年金の受給が滞りません。また、社会保険の加入は、退職金や年金の受給が滞りません。また、社会保険の加入は、退職金や年金の受給が滞りません。

週5勤務時間が20時間以上

給与が月額88,000円以上

2ヶ月を超えて働く予定がある

学生ではない

1分で分かる! 動画はこちら

① 傷病手当金 ② 出産手当金

年金メリット 厚生年金保険に加入すると、年金が増えます。

加入前(国民年金のみ) → 加入後(国民年金+厚生年金保険)

年金の増額例 1分で分かる! 動画はこちら

厚生年金保険に加入することで得られる年金(老齢年金)のイメージです。

社会保険加入による変化を計算してみましょう

※取りかたシミュレーター

※年金のシミュレーション

従業員向けショート動画

社会保険の加入対象ってどんな人?

短時間労働者の社会保険の加入条件をご説明します。

社会保険 労務士さん

Aさん 35歳 パート勤務

社会保険の加入対象ってどんな人?

- 週5勤務時間が20時間以上
- 給与が月額88,000円以上
- 2ヶ月を超えて働く予定がある
- 学生ではない

次の4つの条件のすべてに当てはまる場合は対象となります。

Ⅱ 年金事業運営関係

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 国民年金保険料の 収納対策について

国民年金保険料の収納対策について

- ◇ 80%到達という目標を持って取り組んだ結果、国民年金第1号被保険者の令和5年度の最終納付率（令和3年度分保険料）は、83.1%、前年度から2.4ポイント増加。
- ◇ 日本年金機構が発足した平成24年度の最終納付率64.5%から18.5ポイント増加し、11年連続で上昇、統計を取り始めた平成16年度の最終納付率以降、最高値。
- ◇ 令和5年度の現年度納付率は77.6%（前年度から1.6ポイント増）、平成23年度の現年度納付率から12年連続で上昇。
- ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、現年度分の納付月数は令和4年度より約40万か月増加。全額免除・猶予者は596万人と令和4年度より11万人減少。

- 国民年金保険料の納付対策については、これまで納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマホ決済アプリでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。
- 近年では、納付率の更なる向上を図るため、年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付を行うとともに、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の全ての滞納者に対する督促を実施しているほか、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図っている。
- 効果的な追納勧奨の実施など無年金・低年金の発生抑止に繋がる対策、今後増加が見込まれる外国人対策について市町村、出入国在留管理庁等と連携した未納を防ぐための効果的な収納対策を実施することとしている。

【納付率引上げに係る目標】

〔日本年金機構第4期中期計画（令和6年4月～令和11年3月）（抜粋）〕

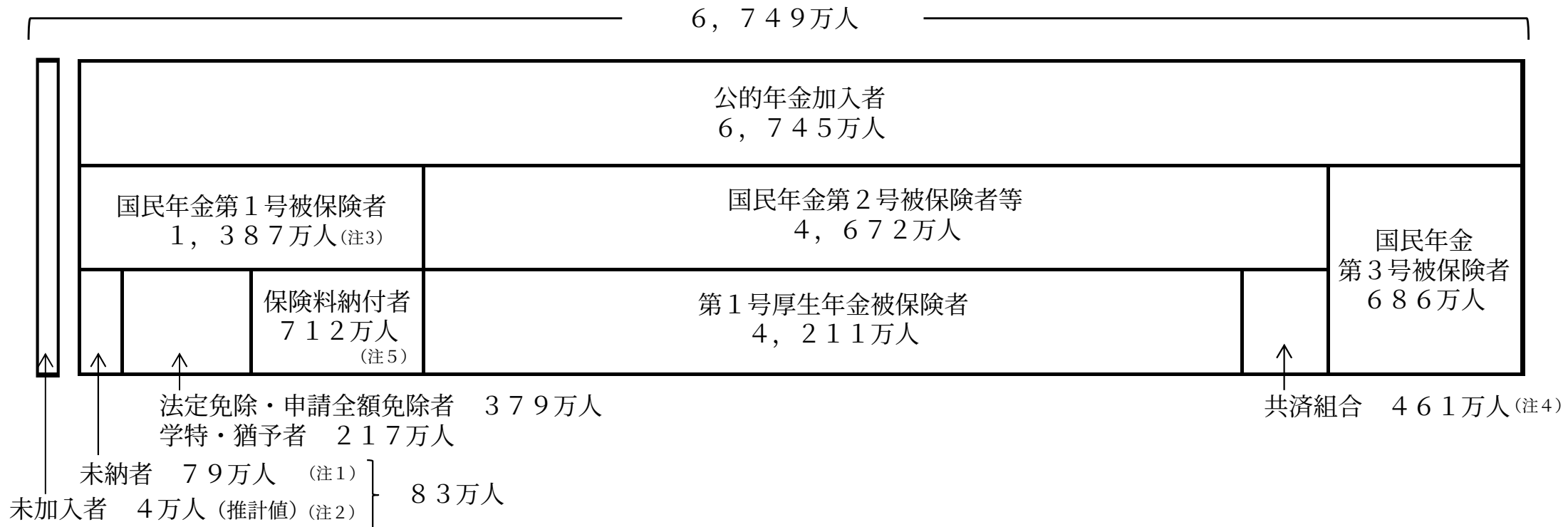
- ・ 現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に収納対策を実施し、中期目標期間中に80%台前半を目指す。
- ・ また、国民年金保険料の最終納付率については、中期目標期間中に80%台後半を目指す。

公的年金制度全体の状況

(国民年金第1号被保険者の加入状況等)

- 公的年金加入対象者全体でみると、約99%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者^(注1)は約79万人、未加入者^(注2)は約4万人(推計値)。(公的年金加入対象者の約1%)

《公的年金加入者の状況(令和5年度末)》



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月(令和4年4月～令和6年3月)の保険料が未納となっている者。

2) 令和4年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。

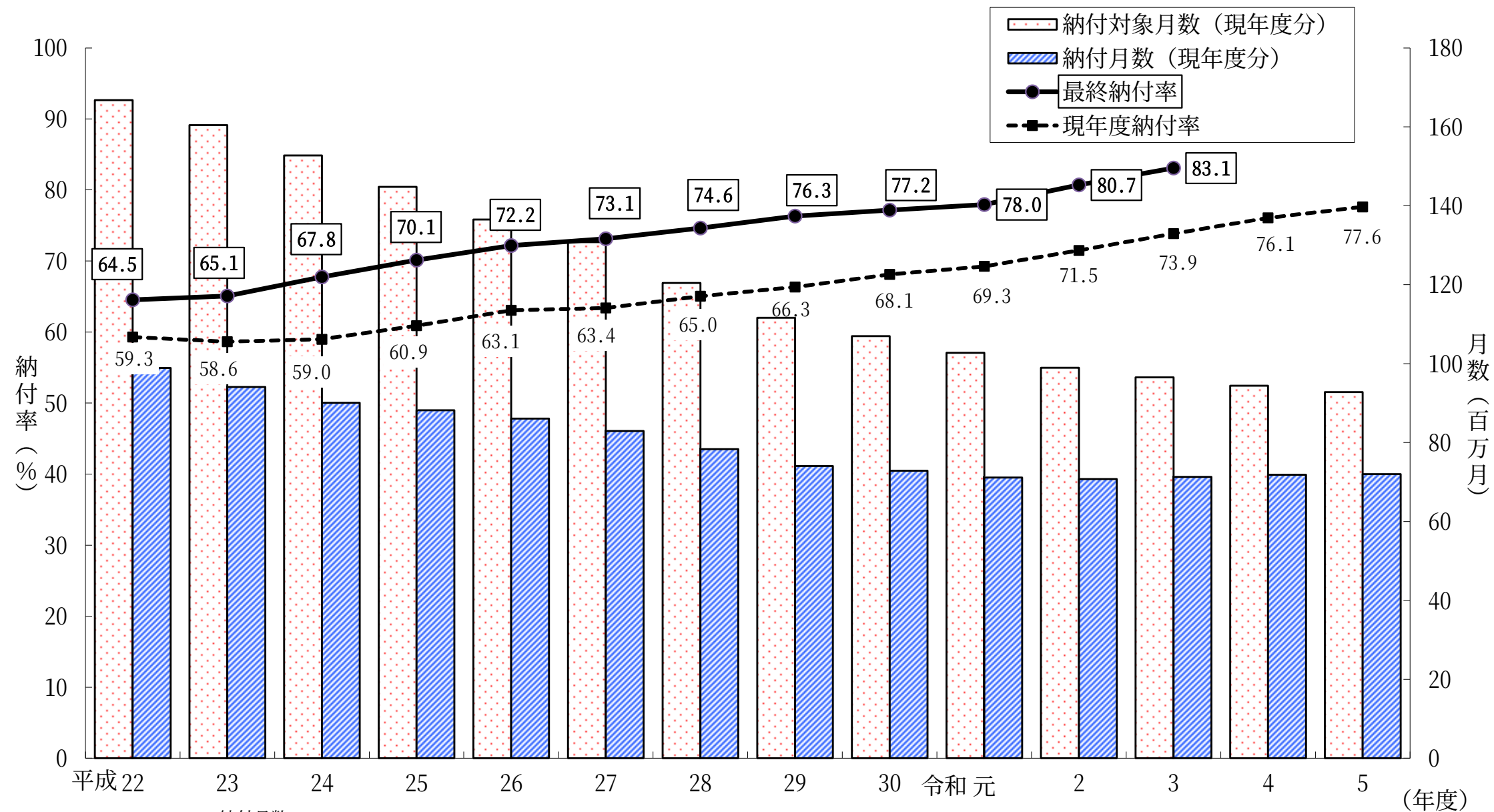
3) 令和6年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者(21万人)が含まれている。

4) 令和5年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率（％）＝ $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

- 口座振替納付の電子申請の導入（R6.3～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
3,058万円 → 2,998万円 → 2,917万円

- クレジットカード納付の導入（H20.2～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
497万円 → 548万円 → 587万円

- 2年前納制度の導入
・ 口座振替による2年前納制度の導入
（利用状況）（H26.4～）
R3年度 R4年度 R5年度
29万件 → 27万件 → 31万件
・ 現金及びクレジットカードでの
2年前納制度の導入（H29.4～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
15万件 → 17万件 → 17万件

- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
2,067万円 → 2,142万円 → 2,108万円

- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
735万円 → 743万円 → 888万円

- スマートフォン決済アプリ納付の導入
（利用状況）（R5.2～）
R4年度 R5年度
13万円 → 225万円

未納者

市町村からの所得情報

（令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得）

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

文書

R3年度 3,657万件
R4年度 3,875万件
R5年度 3,826万件

電話

R3年度 2,102万件
R4年度 1,944万件
R5年度 1,873万件

戸別訪問（面談）

R3年度 229万件
R4年度 423万件

督促度
重なる
応じない
ものも

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最終催告状	2,117件	189,009件	176,779件
督促状	15件	133,476件	102,238件
財産差押	46件	12,784件	30,789件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

〔基準〕 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上（H27.10～）

〔実績〕 R3年度 0件 → R4年度 10件 → R5年度 86件

○ 納付督促の外部委託（H17.10～）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文書	848万件	1,027万件	972万件
電話	2,068万件	1,918万件	1,841万件
戸別訪問	223万件	409万件	
合計	3,139万件	3,354万件	2,813万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

- ・ 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大（H28.7～）
- 申請免除の簡素化（①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10～
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5.3～）
- 免除の遡及期間の見直し（H26.4～）
- 免除委託制度開始（H28.4～）
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始（R4.5～）

普及・啓発活動等

○ 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供20

外国人に対する国民年金の適用・納付対策

1. 海外転入者及び海外転出者に対する適用対策

○ 海外転入者への勧奨・適用の早期化

海外からの転入者については、令和6年10月からは、海外からの転入者の本人確認情報を新たにJ-LISから月次プッシュ型で取得し、令和6年度内には本人への勧奨を経て職権適用。

○ 海外転出者への勧奨・資格喪失

令和6年1月よりJ-LISから海外転出者の情報を入手し、この情報により第1号被保険者、第3号被保険者の資格喪失を職権で実施（令和6年3月～）。

2. 多言語や分かりやすい日本語を用いたパンフレット等による周知、納付の勧奨

○ 多言語パンフレット等の整備

- ・ 従前から活用している多言語パンフレット（15か国語）に加え、わかりやすい日本語を用いた年金制度のQ&Aを日本年金機構HPの外国人向け特設ページに掲載（令和6年3月～）
- ・ 日本の年金制度の納付義務や免除・猶予制度についてわかりやすく説明した英語版のパンフレットを作成（今後、対応言語を拡充）（令和6年9月～）
- ・ 在留カードを交付している7空港、地方入管局、市区町村の窓口に、出入国在留管理庁及び総務省と連携し、保険料の納付義務及び免除等についての周知パンフレットを設置（令和6年11月～）
- ・ 未納者に対して外国語の封筒・催告文書を作成・送付して納付を勧奨（令和6年5月～）

○ 在留資格に応じたきめ細かな周知

- ・ 留学生に対して、学生納付特例制度に係る日本語版・英語版のパンフレット及びポスターを作成し、文部科学省と連携して、大学等の学内への配備、掲示板等への掲示を依頼（令和6年11月～）
- ・ 技能実習生に対して、出入国在留管理庁及び厚生労働省の技能実習制度担当部局と連携し「技能実習生手帳」について、また、国際人材協力機構（JITCO）と連携し技能実習生向けの入国後講習用テキスト、監理団体・実習実施者向けのテキストについて、納付義務や免除・猶予制度を記載（手帳は令和7年度予定、テキストは令和6年度中予定）

3. 各年金事務所における外国人支援団体等との連携事例の展開

○ 各年金事務所における下記のような好取組事例を本部において把握し、他地域へ展開

- ・ 管内の大学と連携し、留学生の意見も採り入れた留学生用パンフレットを作成、制度の説明会を実施しその場において申請書を配布
- ・ 外国人向けの地方入管局と自治体の共催による合同説明会に参加し制度を周知
- ・ 外国人コミュニティとの連携による説明会の実施
- ・ 監理団体に対して外国人技能実習生への国民年金制度の周知を要請

2. 国民年金事務費交付金等 について

国民年金事務費交付金等の概要

〔 令和 6 年度予算額:314億円 令和 7 年度要求額:311億円 〕

1 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

(適用等事務、給付事務、免除事務)

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に係る事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

一～六（略）

七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費

八～九（略）

- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）（抄）
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 基礎年金等事務費交付金について、政令において、従来は、事務に要する被保険者 1 人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者数を基に交付金総額の算定の考え方を規定していたところ、令和 2 年度以降は、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の 3 区分に分類し、3 区分ごとの単価により算出した額を合計した額を交付金の総額とするよう政令の改正を行った。
- 政令に規定する 3 区分ごとの基準単価を基に、人件費算定基礎額及び物件費算定基礎額に 3 区分ごとの人数を乗じ市町村毎の交付金額を算定する方法を省令において規定した。

2 国民年金事務に係る市町村との協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

- 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

国民年金事務に係る市町村の法定受託事務

「法定受託事務」とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものであり、必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。また、是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。（総務省HP「地方自治制度」より）

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査（※1）するとともに、厚生労働大臣に報告（※2）すること。	国年法12①④
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2一
3. 保険料の全額、3／4、1／2、1／4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2九
4. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2七
5. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2三
6. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	国法105①④，国年令1の2四、十

※1 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※2 厚生労働大臣への報告は、国民年金法の規定に基づき、厚生労働大臣から日本年金機構に事務が委任されている。

国民年金事務に係る市町村との協力・連携

○「市町村との協力・連携」について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。

○なお、この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

協力・連携の状況（令和5年度）

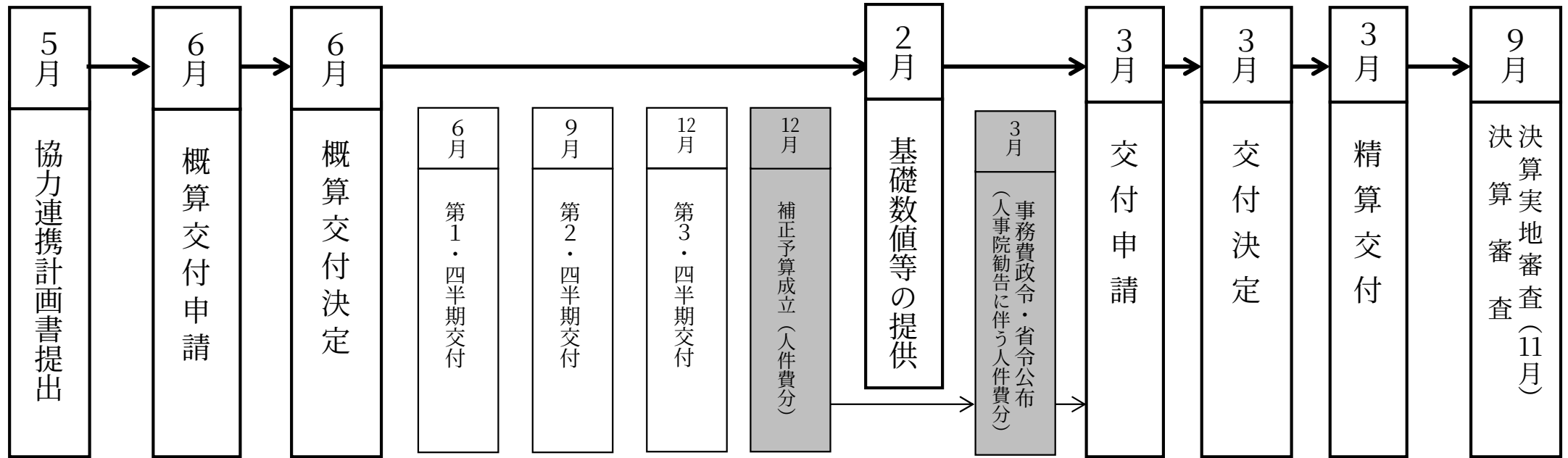
1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	1, 6 8 3 市町村
	(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	1, 6 5 9 市町村
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載		1, 6 0 0 市町村
3 市町村において行われる相談業務		1, 6 5 0 市町村
4 各種情報提供	(1) 所得情報の提供（紙）	1 1 3 市町村
	(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	1 1 市町村
	(3) 電話番号の情報提供	1, 3 4 8 市町村
	(4) その他の情報提供	1, 4 3 9 市町村
	(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	1, 3 7 1 市町村
5 障害者手帳交付者への障害年金周知		8 3 5 市町村
6 その他地域の実情を踏まえた協力	申請免除該当者への案内状送付	1, 6 6 9 市町村

※協力・連携の状況(令和5年度)の値は1,741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数である。（決算前速報値）

国民年金事務費交付金等の事務の流れ

令和6年度

翌年度



[精算交付のスケジュール（見込み）]

- | | |
|------|--------------------------|
| 1月下旬 | 基礎数値等の提供（日本年金機構→市町村） |
| 2月中旬 | 基礎数値等の提供（日本年金機構→年金局→厚生局） |
| 2月中旬 | 交付申請（見込）（年金局への報告期限） |
| 3月上旬 | 事務費政令・省令公布 |
| 3月上旬 | 交付要綱取扱通知 |
| 3月中旬 | 交付申請（年金局への申請期限） |
| 3月下旬 | 交付決定 |
| 3月下旬 | 精算交付（年金局から支払い） |

3. 国民年金システムの 標準化について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民年金システムの標準化について

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）において、「基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則 2025 年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する」こととされ、制度所管省庁が標準仕様書を作成することとされている。これを踏まえ、令和4年8月に「国民年金システムの標準仕様書（1.0版）」を作成して以降、標準化の範囲や仕様について精度を高めるための調査研究を進めている。

※厚生労働省HP ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞他分野の取り組み＞情報政策＞地方公共団体情報システムの標準化の推進

■これまでの取り組み

- 令和4年5～6月にかけて、標準仕様書（案）に対する全市町村向け意見照会を実施。その結果を踏まえ、市町村、システムベンダー等が参画する研究会で議論を進め、「国民年金システム標準仕様書（1.0版）」を令和4年8月末に公表。
- 引き続き調査研究を継続し、研究会における議論や意見照会の結果を踏まえ、令和5年3月末に「国民年金システム標準仕様書（1.1版）」、令和6年3月末に「国民年金システム標準仕様書（1.2版）」をそれぞれ公表。

■令和6年度における調査研究事業

- 研究会における議論を踏まえ、とりまとめた「改定標準仕様書（案）」に対する全市町村向けの意見照会を実施した（令和6年11月18日～12月2日）。寄せられた意見を精査し、「国民年金システム標準仕様書（1.3版）」として令和7年1月末に公表を予定している。

■令和7年度における調査研究事業（予定）

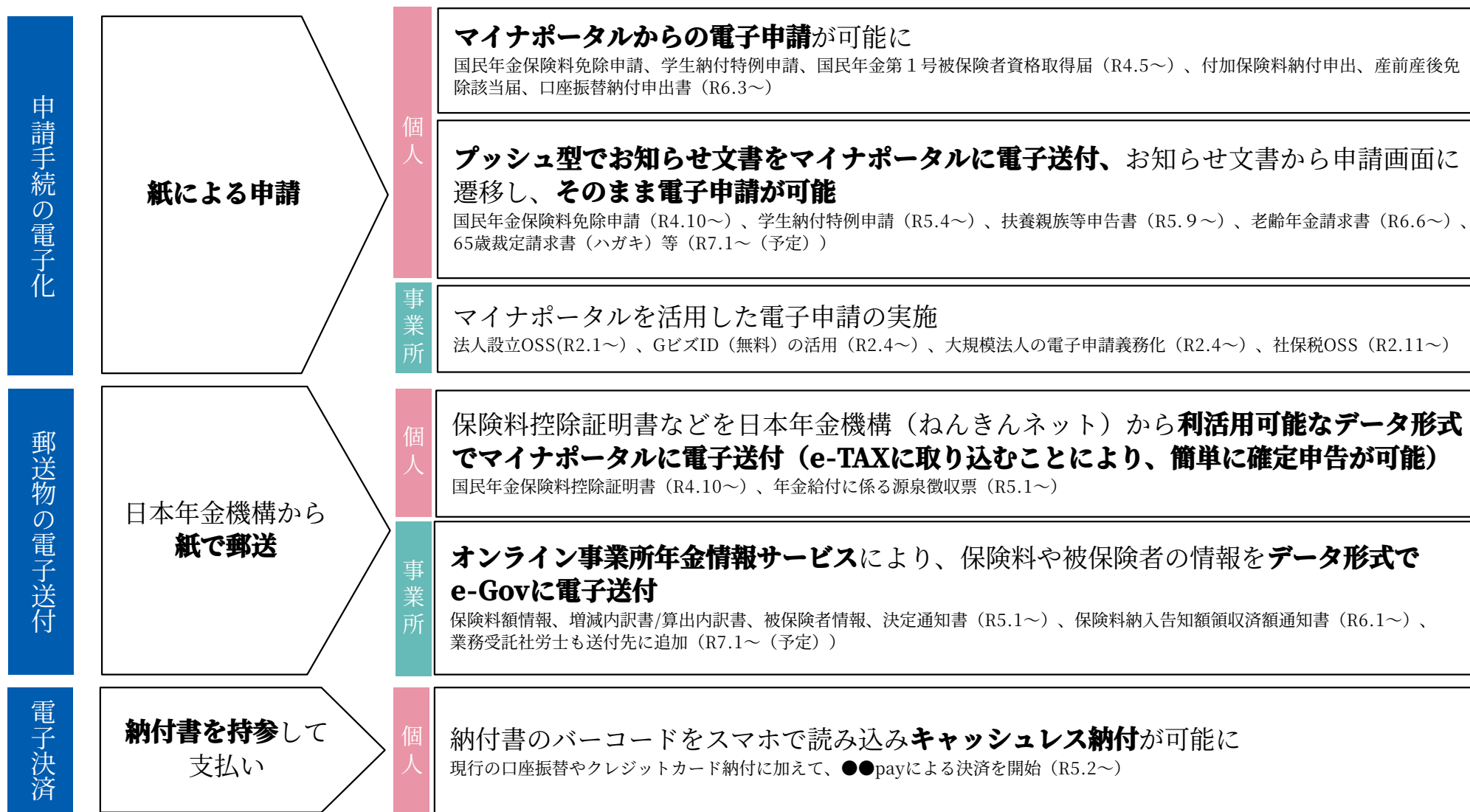
- 令和7年度も引き続き、年金制度改正への対応や仕様の更なる精度向上のため調査研究を実施する予定としており、必要に応じて「国民年金システム標準仕様書」の改定・公表を行う。

4. 年金手続のデジタル化の推進 について

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は70.4%（令和6年3月末）となり、令和元年度23.9%から46.5%上昇



5. 障害年金の相談体制の充実 について

障害年金の相談体制の充実について

■障害年金ヘルプデスクに寄せられた照会事例等のフィードバックの実施

これまでも市区町村との連携を強化するために厚生労働省ホームページ上で「市町村国民年金事務サポートツール」を運営するなど取り組んできたところ。

これらに加え、障害年金ヘルプデスク（※）に寄せられた照会事例等をもとにQ & Aや返戻事例集を令和5年度に情報提供しており、令和6年度も内容を充実させることを予定しているので、市区町村窓口での相談対応時や職場内研修等にご活用いただきたい。

① 障害年金ヘルプデスクQ & Aの作成

- 障害年金ヘルプデスクに寄せられた照会のうち、照会件数が多い事例を中心にQ & Aを作成。

② 返戻事例集の作成

- 障害年金センターで行った市区町村や年金事務所への請求書等の返戻事例について、返戻事例集を作成。

※障害年金ヘルプデスク

市区町村窓口で障害年金の相談対応をされる職員の方のサポートとして、平成29年から日本年金機構の障害年金センターに、市区町村向けのヘルプデスクを設置している。

障害年金ヘルプデスクの受付状況（令和6年4月～10月）

平均／月	平均／日
約6,000件	約300件

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
I 年金制度関係（P2～14）				
1. 最近の公的年金制度の動向（P3～9）	総務課	企画係	岡田	3316
2. 年金制度に関する周知・広報の推進（P10～14）	総務課	年金広報企画室	添田	3398
II 年金事業運営関係（P15～32）				
1. 国民年金保険料の収納対策について（P16～21）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3664
2. 国民年金事務費交付金について（P22～26）	事業管理課	収納対策・交付金係	平山	3565
3. 国民年金システムの標準化について（P27～28）	事業管理課	収納対策・交付金係	平山	3565
4. 年金手続のデジタル化の推進について（P29～30）	事業管理課	企画係	石川	3682
5. 障害年金の相談体制の充実について（P31～32）	事業管理課 給付事業室	障害給付係	北澄	3669